

【経済建設常任委員会所管事務調査報告書】

1. 調査年月日

令和8年7月16日（木）午前9時30分～午前11時35分

2. 所管事務調査項目

- ・ 獣害対策について【森林環境部 森林課】

午前9時30分～午前10時30分

- ・ 鬼石地域における濁り水の対策について【上下水道部 浄水課・水道工務課・経営課】

午前10時35分～午前11時35分

3. 選定理由

＜獣害対策について＞

従来、被害の中心は山間部や中山間地域であったが、近年は野生動物の行動圏が広がり、平野部や住宅地周辺での出没が増え、田畑への食害や糞尿による悪臭等の生活環境被害が広がっている。

捕獲従事者の高齢化と減少及び耕作放棄地の増加が加速する中、今後は補助金を活用した防護柵等の侵入防止策や、耕作放棄地の草刈りや生ごみ処理等の環境対策、若いハンターの育成を推進させるため、捕獲だけでなく、「捕獲・防護・環境」が一体となった地域ぐるみの包括的なアプローチが必要である。

藤岡市では農林産物や生活環境を守るため、「藤岡市鳥獣被害防止計画」を軸に捕獲、自己防衛・防護、環境整備の3つの柱で対策を推進しているが、今後「市民一人一人が当事者となる環境対策」や「持続可能な捕獲体制（スマート化・プロ化）」へ発展させていけるか把握するため所管事務調査を行った。

＜鬼石地域における濁り水の対策について＞

藤岡市は「広大な山間地域を抱える地勢的特徴」や「近年の突発的な水質問題」が発生しやすい地域であるが、水道事業は、健全経営を図りながら、安全でおいしい水の供給に努める事業である。

人口減少に伴う「減収」と「コスト増」の中でも、市内どこでも等しく安全な水の恩恵を受けられるよう、老朽化した水道施設の更新や耐震化、漏水防止のための維持管理、水質の監視・検査体制の強化に努めていかなければならない。

譲原地区、鬼石地区を中心に発生した濁り水の原因となる「マンガン」を除去するため、「ろ過装置」導入の対策を行ったが、現在の状況を確認するため所管事務調査を行った。

4. 調査内容

獣害対策について

① 出没状況等について

<クマ>

- ・目撃出没情報件数

令和6年 8件、令和7年 9件、令和8年（7月15日時点）2件

- ・目撃出没地域 日野・高山地区11件、鬼石地区8件

※市民から目撃・出没情報が寄せられた場合、ほっとメールで注意喚起及び群馬県が管理しているサイト「クマ出没マップ」に掲載している。

<イノシシ>

- ・捕獲頭数

令和5年 61頭、令和6年 52頭、令和7年 103頭

<ニホンジカ>

- ・捕獲頭数

令和5年 440頭、令和6年 377頭、令和7年 324頭

② 狩猟後の処理について

<処理方法>

小動物：アライグマ、ハクビシン、タヌキ

- ・捕獲→清掃センター内のガス棺にて炭酸ガスによる止めさし→清掃センターにて焼却
- ・捕獲→現地にて止めさし→地中埋設

大型動物：シカ、イノシシ

- ・捕獲→現地にて止めさし→地中埋設
- ・捕獲→現地にて止めさし→解体→地中埋設又は清掃センターに搬入し焼却

※現在は、地下水への影響や住民の安全性を考慮し、水源や住宅近くでの埋設や罠設置は控えている。

※止めさしとは、銃器、刃物、電気、炭酸ガスなどでとどめを刺すこと。

③ 根本的な対策について

<ゾーニングとは>

地域を「野生動物の生息域（山林）」「人と動物の緩衝地帯（里山など）」「人の生活・生産域（集落や農地）」の3つの区域に明確に区分し、それぞれの区域に応じた適切な管理を行うことで、人と野生動物の棲み分け（すみわけ）を図る手法。

●【コア生息地】野生動物の生息域（奥山・自然林など）

目的: 動物本来の生息地として維持し、人里へ降りてくる必要がない環境を守る。

主な対策：奥山での生息環境の適切な管理。ただし、個体数が増えすぎている場合は、このエリアやその周辺での計画的な「個体数調整（捕獲）」を行う。

●【緩衝地帯】（バッファゾーン）

山林と農地、集落の間にある、最も重要な「境界線」。動物にとって「ここから先は危険だ」「隠れる場所がない」と思わせる空間。

目的：動物が人里へ接近するのを心理的・物理的に防ぐ。

主な対策：

- ・やぶの刈払い：動物は身を隠せる場所を好むため、見通しを良くし警戒心を高める。
- ・放任果樹や未収穫作物の除去：動物を誘引する餌（柿や栗、廃棄野菜など）を徹底的に排除。

●【排除地域】人の生活・生産域（農地・集落・市街地）

目的：野生動物を絶対に侵入させず、安全な人間活動の場を確保する。

主な対策：

- ・物理的防護：侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵など）の設置とメンテナンス。
- ・環境のクリーン化：生ごみの適切な管理、コンポスターの利用、ペットフードの放置禁止など。

<荒廃した里山・平地林の整備事業>

平成26年より創設された、ぐんま緑の県民税を活用した市町村提案型事業の中の困難地整備事業。令和7年度は坂原（法久地内）にて実施。

④ 今後について

<緊急銃猟>

●概要

危険鳥獣が人の生活圏に侵入した際、人命や身体に危害が及ぶことを防止するため、市町村長の判断で銃器を用いた捕獲等を可能とする制度。

●実施条件

- ・人の日常生活圏への侵入、または侵入するおそれが極めて大きいこと。
- ・人命、身体への危害を防止するための緊急性が認められること。
- ・銃猟以外の方法では的確かつ迅速に被害を防ぐことが困難であること。
- ・銃猟により住民や第三者に危害が及ぶおそれがない（安全措置が確保できる）こと。

●実施事例

令和8年5月1日（金）上落合にて緊急銃猟を実施。イノシシ1頭を駆除。人身及び物損等の被害なし。

●予定

- ・様々なシチュエーションを想定した訓練の実施
- ・夜間でも温感センサーで追跡できるドローン導入の検討

⑤ 質疑

委員からは以下のような質疑があった。

問 熊の危険性について本市はどのように考えているか伺います。

答 市民一人一人が熊は危険動物であり、対応できる知識を持つことが重要と考える。よって、熊に会わないためにはどうすればいいか。会ってしまった場合はどのような対応をすればいいのか。目撃情報があった場合、クマ出没マップ等を確認して、近寄らないようにする。このようなことを市としても発信していきたい。

問 群馬県は県内市町村の職員や県職員を対象とした、狩猟免許試験（銃猟）の「ガバメントハンター受験枠」を新たに設置したが、本市におけるガバメントハンター採用について伺います。

答 本市では会計年度任用職員の採用を考えている。県に確認したら、地域おこし協力隊もガバメントハンター受験枠の対象になるとのこと。本市としても、増加する熊などの野生鳥獣被害に対応するため、捕獲能力と専門知識を持つ職員を育成・確保していきたい。

問 ドローンの導入を検討しているとのことだが、効果及び予算について伺います。

答 予算は一機600万円ほど。活用効果としては、個体位置の確認や追いやり等が想定される。現在、ドローン運用業者と意見交換を進めている。懸念としては、市町村の導入が進んでおり、サーモセンサー付ドローンは在庫不足とのこと。

⑥ 所感

本市では、イノシシやシカ、ハクビシン、アライグマなどの有害鳥獣による農業被害や生活環境被害を軽減するため、有害鳥獣被害対策補助金、猟友会との連携推進、生息地の管理（ゾーニング）を進めているほか、危険鳥獣が人の生活圏に侵入した際、人命や身体に危害が及ぶことを防止するため、緊急銃猟制度が開始された。

「捕る（捕獲）」「守る（防護）」「知る・環境を整える（生息地管理）」の3軸を組み合わせることで個別の農地保護には一定の成果を感じられる。しかし、有害鳥獣の生息域拡大と出没の長期化が進む中、猟友会等の高齢化・担い手不足が問題であり、今後の活動維持に向け、若手狩猟者の育成や新規狩猟者の確保、ドローンやセンサーカメラ等の新技術の導入が急務となっている。

また、有害鳥獣の市街地侵入対策として市民一人一人の環境管理意識をさらに高め、行政や関係者だけで対策を行うのではなく、地域ぐるみの包括的なアプローチを推進していかなければならない。

よって、本市としては地域ぐるみの包括的なアプローチができている状態を鳥獣対策事業の理想のゴールと定め、先進地域の調査を行っていく必要がある。



鬼石地域における濁り水の対策について

① 濁り水発生の経過について

<経緯>

- ・鬼石地域の水道水は、譲原水源と第1水源、第4水源の水を原水とする上の山浄水場系と譲原水源を原水とする譲原浄水場系の2つの系統にて給水している。
- ・3つの水源は周辺環境の影響を受けやすい浅井戸であり、浄水処理は塩素滅菌のみであった。
- ・令和6年9月下旬、譲原浄水場系の譲原地区において、住民から水道水が濁っていることの通報を受け調査を開始。
- ・原因は、マンガンが次亜塩素酸ナトリウムにより酸化したことによる。
- ・同年12月には、マンガン濃度の減少とともに水道水の濁りはほぼ解消。しかし、令和7年7月にマンガン濃度が再上昇し、譲原地区のみならず、上の山浄水場系の鬼石地区、浄法寺地区、三波川地区の一部において、再び濁り水が発生。
- ・マンガンが検出されない水源を活用した希釈、配水池及び管路の清掃などの対策を行ったが、根本的な原因であるマンガンを除去するため、ろ過装置施設を設置する方針となった。

<これまでの対策>

●上の山浄水場系

- ・マンガンが検出されない第1水源、第4水源の活用による希釈
- ・水道水の濁りの排水作業（常設バルブ、消火栓、各戸の量水器等にて）
- ・配水池の清掃
- ・臨時水質検査の実施（毎週）
- ・飲料水の配布
- ・高品質次亜塩素酸ナトリウムの導入及び注入量の調整

●譲原浄水場系

- ・水道水の濁りの排水作業（常設バルブ、消火栓、各戸の量水器等にて）
- ・配水池の清掃
- ・臨時水質検査の実施（毎週）
- ・飲料水の配布
- ・高品質次亜塩素酸ナトリウムの導入及び注入量の調整
- ・仮設ろ過装置（リース式）の設置
- ・専門業者による管路の特殊洗浄（アイスピグ）
- ・職員による管路の洗浄（水量を上げての強制排水）

② 上の山浄水場ろ過装置について

型式：円筒堅型圧力密閉式ろ過装置 MST-2300S

能力：1, 146立方メートル/日

事業費：１６３，９００，０００円

内訳

固定資産購入費 ９６，８００，０００円

設置工事費 ６７，１００，０００円

特徴：設計不要。月１回程度の薬品補充のみで、維持管理費の軽減。従来のろ過装置に比べ逆洗水の水量が少ない。移動が可能。ろ過砂の交換は約３０年不要。

実績：石川県珠洲市・能登町（能登半島地震からの早期復旧に寄与）

福岡県北九州市（原水中のシネドラ対策・災害時の応急給水支援活動拠点となる）

③ 類似案件発生時の対策について

●中央浄水場（処理能力：２０，３４２６立方メートル/日）

水源：表流水（神流川）

浄水方法：急速ろ過方式

- ・マンガン濃度が高い時もあるが、ろ過池にてマンガンを除去。
- ・ろ過砂の更新。

●北部浄水場（処理能力：９，３００立方メートル/日）

水源：深井戸３井（第１１水源、第１２水源、第１３水源）

浄水方法：急速ろ過方式

- ・運用時からマンガンが多く検出されたため、ろ過池で除去。

●東部浄水場（処理能力：６，８００立方メートル/日）

水源：深井戸３井（第８水源、第１０水源、小野水源）

浄水方法：塩素滅菌のみ

- ・譲原水源とは異なり、水質の変化が少ないとされる深井戸であり、これまでマンガン濃度が高くなったことはない。万が一、マンガンが多く検出された場合は、取水水量の調整、給水区域の変更などによる応急対策を実施。

④ 今後について

- ・令和８年７月７日 上の山浄水場ろ過施設の運用開始
- ・令和８年７月６日～１０日 配水池の清掃（上の山浄水場着水井・配水池、上の山高区配水池）
- ・令和８年７月１３日～８月１２日 大口径管路の洗浄（鬼石地区・浄法寺地区・三波川地区の一部）
- ・令和８年８月下旬から９月上旬 小口径管路の洗浄（鬼石地区・浄法寺地区・三波川地区の一部）
- ・令和８年１２月上旬から１２月下旬 譲原浄水場のろ過装置の本設（リースからの切替）

⑤ 所感

地方自治体が自ら水道事業を運営・提供することには、単に「水を送る」ということにと

どまらない。住民生活の根幹・地域社会の維持・危機管理の観点から極めて大きな意義があり、市内どこでも等しく安全な水の恩恵を受けられるよう、老朽化した水道施設の更新や耐震化、漏水防止のため維持管理、水質の監視・検査体制の強化に努めていかなければならない。

このような背景の中、譲原地区、鬼石地区を中心に発生した濁り水について、対応と結果について所管事務調査を行ったが、早急の原因把握と適切な対策を行っていただき、現在では水源に対しては「ろ過装置」導入により「マンガン」の除去が機能している。

今後は、マンガンが付着してしまった管路の洗浄作業に移行し、緊急で導入したリースのろ過装置については本設に移行するとのことで、問題発生から市民へ迷惑をかけてしまったが、引き続きの対応をしていただくことで、安全な水の供給が保たれる。

本市は10か所の水源があり合計5箇所の浄水場を運営している。問題にならなかったほかの浄水場についても、既にマンガン対応ができており、今回と同じような状況になった場合でも水源を変え、緊急の対応ができるよう準備ができていることが確認できた。

今後の問題として、高度経済成長期に整備された設備の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少、技術職員の不足等が上げられるが、そこに自然現象等による水質の変化も加え、広域連携（近隣市町村での事業統合や共同化）やPPP/PFI（官民連携による経営効率化）、アセットマネジメント（計画的な設備更新）等、先進地域の調査を進めていかなければならない。



以上のとおり、報告いたします。

令和8年8月4日

経済建設常任委員会

委員長 加 部 雄一郎

副委員長 窪 田 行 隆

委員 関 口 茂 樹

小 西 貴 子

丸 山 保